TOPICS 3

ベトナム公安省職員への火災予防技術専科研修

予防課

1　はじめに

消防庁では、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度や優れた性能･品質を積極的に発信することにより、消防用機器等の海外展開の推進に取り組んでいるところです。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成 30年 10 月に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」（以下「覚書」という。）を締結しています。

覚書の協力範囲
○火災予防政策並びに法令、規格及び認証制度
○人材育成及び能力形成
○協働の進展に向けた協力

2　「火災予防技術専科研修」の実施

上記覚書に基づき、令和７年２月及び３月に、ベトナム公安省職員に対して、日本の消防用機器等に関する検定実務等への理解を深め、日本の規格や製品へのベトナムにおける信頼性向上に資することを目的として、火災予防技術専科研修を実施しました。

座学の様子

火災予防技術専科研修では、消火器研修プログラム、消防設備研修プログラム及び警報設備研修プログラムを設けて、各プログラムに応じた消防用機器等の講義、検定実務に関する講習を日本消防検定協会にて実施しました。

試験機や実機を用いた研修の様子

また、当該研修の一環として、各プログラムごとに、全国消防機器協会海外展開支援センター会員である、モリタ宮田工業株式会社、オリロー株式会社、トーハツ株式会社及びホーチキ株式会社の製造工場等を視察しました。

閉講式にて

3　おわりに

消防庁としては、今後も覚書に基づき、必要な協力を行うとともに、ベトナム国内において、日本規格に適合する消防用機器等の流通につながるよう日本の消防関連規格、認証制度の普及に努めていきます。

問合せ先
消防庁予防課　川合、川島
TEL: 03-5253-7523